

ふじみ野市立児童発育・発達支援センター条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(設置)</p> <p>第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第43条に規定する<u>児童発達支援センター</u>として、ふじみ野市立児童発育・発達支援センター(以下「センター」という。)をふじみ野市福岡一丁目2番5号に設置する。</p> <p>(事業)</p> <p>第2条 センターは、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) <u>法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援に関すること。</u></p> <p>(2) <u>法第6条の2の2第5項に規定する保育所等訪問支援に関すること。</u></p> <p>(3) <u>法第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援に関すること。</u></p> <p>(4) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第5条第18項に規定する計画相談支援に関すること。</u></p> <p>(5) <u>発育発達に不安のある児童(法第4条第1項に規定する児童をいう。以下同じ。)に係る発達総合相談支援に関すること。</u></p> <p>(6) <u>発育発達に不安のある児童に係る巡回相談支援に関すること。</u></p> <p>(7) <u>地域の連携体制構築を図る地域支援に関すること。</u></p> <p>(8) <u>発育発達に不安のある児童に係る個別支援及び親子支援に関すること。</u></p> <p>(9) <u>発育発達に不安のある児童に係る専門発達相談に関すること。</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第43条第1号に規定する<u>福祉型児童発達支援センター</u>として、ふじみ野市立児童発育・発達支援センター(以下「センター」という。)をふじみ野市福岡一丁目2番5号に設置する。</p> <p>(事業)</p> <p>第2条 センターは、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) <u>法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業</u></p> <p>(2) <u>法第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援事業</u></p> <p>(3) <u>発育発達に不安がある児童(法第4条第1項に規定する児童をいう。以下同じ。)に関する相談支援事業</u></p> <p>(4) <u>発育発達に不安がある児童に関する巡回相談事業、個別支援事業及び集団支援事業</u></p>

(10) (略)

(利用対象者)

第5条 センターを利用することができる者は、市内に住所を有する者で、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める者とする。ただし、市長が特別に認める場合は、この限りでない。

- (1) 第2条第1号及び第2号に規定する事業 法第21条の5の3第1項の規定による障害児通所給付費の支給の決定に係る児童
- (2) 第2条第3号に規定する事業 法第24条の26第1項に規定する障害児相談支援対象保護者
- (3) 第2条第3号及び第5号に規定する事業 発育発達に不安のある児童及びその保護者(法第6条に規定する保護者をいう。以下同じ。)
- (4) 第2条第4号に規定する事業 障害者総合支援法第51条の17第1項に規定する計画相談支援対象障害者等(児童及びその保護者に限る。)
- (5) 第2条第6号に規定する事業 市内の児童福祉施設、教育施設等(以下「児童関係施設」という。)に所属する児童及びその保護者並びに児童関係施設の職員
- (6) 第2条第7号から第9号までに規定する事業 市長が必要と認める者

(使用料)

第10条 利用者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号の定める使用料を納付しなければならない。

- (1) 第2条第1号及び第2号に規定する事業 法第21条の5の3第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(法第21条の5の7第11項の規定によりセンターが利用者の保護者に

(5) (略)

(利用対象者)

第5条 センターを利用することができる者は、市内に住所を有する者で、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める者とする。ただし、市長が特別に認める場合は、この限りでない。

- (1) 第2条第1号に規定する事業 法第21条の5の3第1項に規定する障害児通所給付費の支給の決定に係る児童
- (2) 第2条第2号に規定する事業 法第24条の26第1項に規定する障害児相談支援対象保護者
- (3) 第2条第3号及び第5号に規定する事業 発育発達に不安がある児童及びその保護者
- (4) 第2条第4号に規定する事業 発育発達に不安がある小学校就学の始期に達するまでの児童

(使用料)

第10条 利用者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号の定める使用料を納付しなければならない。

- (1) 第2条第1号に規定する事業 法第21条の5の3第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(法第21条の5の7第11項の規定によりセンターが利用者の保護者に代わり法第21

代わり法第21条の5の3第1項に規定する障害児通所給付費を受領する場合は、当該障害児通所給付費の額を控除して得た額)

- (2) 第2条第3号及び第4号に規定する事業 法第24条の26第2項に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(同条第3項の規定によりセンターが利用者に代わり同条第1項に規定する障害児相談支援給付費を受領する場合は、当該障害児相談支援給付費の額を控除して得た額)

(所掌事務)

第16条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) センターの運営及び計画に関すること。  
(2)～(4) (略)

条の5の3第1項に規定する障害児通所給付費を受領する場合は、当該障害児通所給付費の額を控除して得た額)

- (2) 第2条第2号に規定する事業 法第24条の26第2項に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(同条第3項の規定によりセンターが利用者に代わり同条第1項に規定する障害児相談支援給付費を受領する場合は、当該障害児相談支援給付費の額を控除して得た額)

(所掌事務)

第16条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) センターの運営に関すること。  
(2)～(4) (略)